

登記処理の時間短縮について

平成29年11月
内閣官房
日本経済再生総合事務局

現在の検討状況

- 取引の安全性を確保しながら事業者の利便性を抜本的に高めるため、登記申請の処理については、信頼性を確保した上で自動化を進め、世界最短を目指した迅速化をはかるべき。
- 登記申請の処理時間の迅速化については、特に以下の論点について議論が継続中。

① 処理の自動化の実現可能性

- 登記申請の処理については、ファクトの突合に限らず、添付書面間の論理的整合性を確認することが必要。

② 人と機械のダブルチェックの要否

- ミスを防止する/ミスを早期発見をするために、人によるダブルチェックが必要か。

【参考：未来投資会議 構造改革徹底推進会合におけるご意見】

- 激しい立地環境競争を我が国が勝ち抜くには、行政や既存の制度自身も技術革新を取り込み、効率的・効果的に生まれ変わっていくことが必要。起業家が日本からどんどん起業したいと思わせる未来への道筋を示してほしい。
- 世界最先端の国になるという意味でKPIを設定するという考え方もあるのではないか。
- 取引の安全の要請も納得できるが、諸外国ではこれを担保しつつ業務の効率化を図っている。ゼロイチの議論ではなく、やれるところはやるということではないか。

1. 処理の自動化の実現性

- 一定のルールと手順に基づき実施される定型業務（データの抽出、比較・分析、判断、入力等）については、ITツールによる自動化に適していると言われており、近年は民間企業でも導入が拡大しているところ。
- 以下の点が備えられていれば、自動審査システムが人による審査と同様の判断が下せるようにすること（自動化）が基本的に可能となる。
 - 審査対象データが機械判読可能な形で存在していること
 - 人による審査業務の手順（確認項目や確認対象、審査基準等）が見える化・ルール化されていること

業務自動化の例：リコージャパン株式会社

- 2016年7月にバックオフィス業務の自動化に取り組むプロジェクトを開始。
- データ集計や入力、照合等の業務を、業務自動化支援サービスに代行させ、55～85%の工数削減を確認。
- 単純な照合に限らず、業務手順書（ルール）に基づく作業も自動化。
例：交通費清算＞交通費の申請金額が、実際のルートに必要な金額と比べ誤っていれば自動的に注意喚起を実施（それまで担当者が人手で実施）

<自動化が可能な審査事項事例>

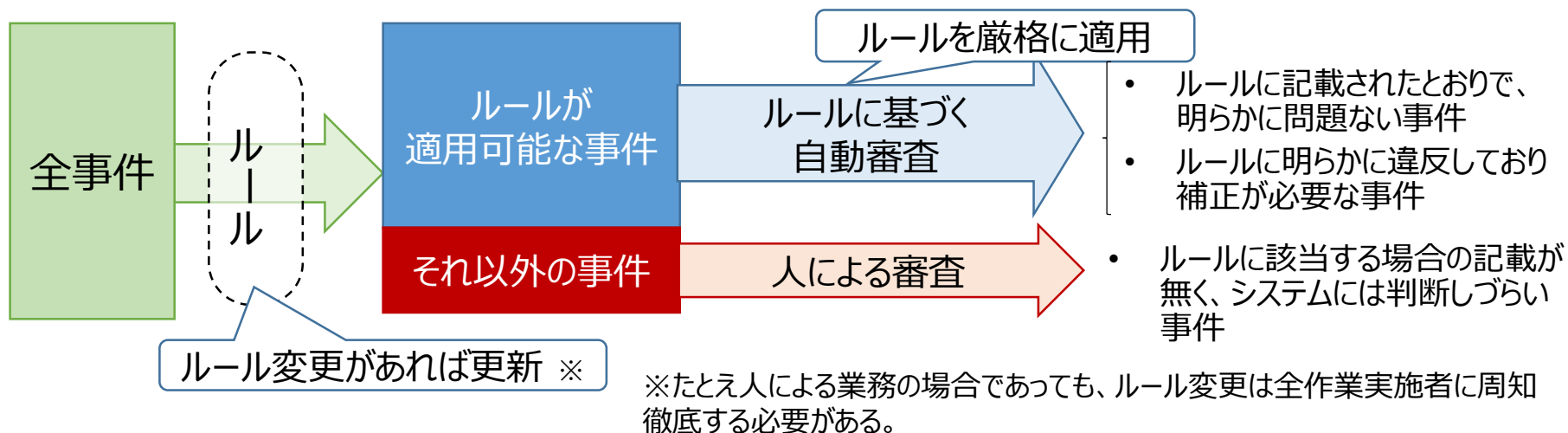
- ✓ 異なる書類に記載のファクトが一致しているか
- ✓ 異なる書類に記載の日付の前後が正しい順か
- ✓ 特定の場合において、記載されているべき事項が記載されているか
- ✓ 特定のルールに基づき、必要書類の添付があるか

※いずれも、データが機械判読可能な形で存在していることが必要

登記申請の処理に伴う審査は、**法令等の厳密なルールに基づいて統一的に実施**されているため、自動化に適した業務と考えられるのではないかと。

2. 人と機械のダブルチェックの要否

- 自動審査システムはルールに従ってのみ判断するので、ルール設定さえ正しければ審査判断のミスやバラつきは想定されない。
 - ルールが適用可能か判断しづらい／疑わしいといった案件については、審査ミスを防止するため、自動ルートから人による判断ルートに移行させるという運用が一般的。
 - 同じ案件を人と機械がダブルチェックするのではなく、機械に判断つかない案件のみをよりわけて、人が判断することで、作業を効率化するとともに、判断を確実にするという考え方。
- なお、審査基準変更・新規追加等のルール変更が発生した場合も、審査システム自体の大規模改修ではなく、ルールの新規追加・更新による対応が想定される。



➔ **ア prioriに自動化が困難とするのではなく、世界最短処理を目指し、申請書類の機械判読可能化、審査手順のルール化等も含め、業務の自動化に向けた技術的見地からの検討を進めるべきではないか。**

(参考)審査の自動化のイメージ

- 自動審査システムの徹底的な活用により、審査時間の短縮化・補正の未然防止をはかる。
- 定款の個別記載事項など、自動審査が困難なもの・判断に疑義が生じうるものについては、登記官（人）による審査に振り分けることで審査の迅速性および確実性を担保する。

<自動審査による判断に疑義が生じうるものの例>

事業を実施する場合、法令上の許可取得が必要とされる分野（貸金業、旅館業、不動産業等）について、

- ✓ 商号記載部分に、上記に関連する単語が含まれている
「株式会社〇〇バンク」、「〇〇建設株式会社」、「〇〇リース株式会社」等
- ✓ 目的記載部分に、上記に関連する単語や表現が含まれている
「不動産」、「建設」、「医薬品」等

自動審査ルートから
当該案件を切り出し、
登記官による審査へ

現在：登記官の知識と経験によって目視確認し、案件によっては必要性に応じてさらに精査する
↳これを形式知化（例えばマニュアル化）し、精査する案件の切り出しの基準に活用